十算定対象年度の前々年度の１月の算定対象電気通信番号の数を負担金の額の算定に用いる月から算定対象年度の前年度の12月の算定対象電気通信番号の数を負担金の額の算定に用いる月までの負担金の額に対応した適格電気通信事業者ごとの当該適格電気通信事業者の算定自己負担額の合計額

－（算定対象年度の前年度の適格電気通信事業者ごとの補てん対象額（算定対象年度の前年度において、算定規則第５条第２項の規定が適用された場合には同項に規定する方法により控除する額（同項第１号に掲げる額に限る。）を控除した額とし、同条第３項の規定が適用された場合には同項に規定する控除して得た額に満たない額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額（同項の規定により算定した交付金の額が零となる場合には零）とする。）の合計額

十支援機関の支援業務に係る費用の額

－算定対象年度の前年度過不足額）

四　予測前年度過不足額　次の式により算定する前年度過不足額の予測額をいう。

予測前年度過不足額

＝算定対象電気通信番号の総数又は予測算定対象電気通信番号の総数を用いて算定した算定対象年度の前々年度の１月の算定対象電気通信番号の数を負担金の額の算定に用いる月から算定対象年度の前年度の12月の算定対象電気通信番号の数を負担金の額の算定に用いる月までの接続電気通信事業者等ごとの負担金の総額の合計額

十算定対象年度の前々年度の１月の算定対象電気通信番号の数を負担金の額の算定に用いる月から算定対象年度の前年度の12月の算定対象電気通信番号の数を負担金の額の算定に用いる月までの負担金の額に対応した適格電気通信事業者ごとの当該適格電気通信事業者の算定自己負担額の合計額

－（算定対象年度の前年度の適格電気通信事業者ごとの補てん対象額（算定対象年度の前年度において算定規則第５条第３項の規定が適用される場合には同項に規定する控除して得た額に満たない額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額（同項の規定により算定した交付金の額が零となる場合には零）とする。）の合計額

十支援機関の支援業務に係る費用の額

－算定対象年度の前年度過不足額）

附　則

１　この告示は、公布の日から施行し、平成二十四年九月に行う番号単価の算定から適用する。

２　平成二十四年九月に行う番号単価の算定に用いる算定対象年度の前年度過不足額は、平成二十四年度の前年度残余額とする。

○財務省告示第二百四十九号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十四年六月十三日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十四年七月二十七日

財務大臣　安住　淳

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（変動・十五年）	第八回	一億円	百円九十五銭
〃	〃	一億円	百円九十七銭
〃	第十一回	四十億円	百円三十四銭
〃	〃	三十億円	百円三十五銭
〃	第十三回	四十億円	九十九円九十銭
〃	〃	五十億円	九十九円九十八銭
〃	第十五回	二百二十億円	百円八銭
〃	第十七回	五億円	九十九円六十銭
〃	第十八回	五十三億円	九十九円八十二銭
〃	第十九回	二億円	百円四十五銭
〃	第二十回	六十億円	百一円十八銭
〃	〃	一億円	百一円二十銭
〃	第二十一回	八十億円	百一円五十九銭
〃	〃	五億円	百一円六十銭
〃	第二十二回	三十億円	百一円四十四銭
〃	〃	二十億円	百一円四十八銭
〃	第二十三回	百億円	百一円十四銭
〃	〃	五億円	百一円十五銭
〃	第二十四回	三十五億円	百一円四十九銭
〃	第二十六回	三十億円	百円九十八銭
〃	第二十七回	三十億円	百円四十九銭
〃	〃	五億円	百円五十四銭
〃	〃	五億円	百円五十五銭
〃	第二十八回	二十億円	九十九円六十銭
〃	〃	二十億円	九十九円六十四銭
〃	第三十一回	三十五億円	九十八円八十五銭
〃	第三十二回	一億円	九十八円七十八銭
〃	〃	十億円	九十八円八十銭
〃	〃	十億円	九十八円八十一銭
〃	〃	十億円	九十八円八十二銭
〃	〃	十億円	九十八円八十三銭